

介護職員等処遇改善加算における具体的な取り組みについて

グループホーム和み 潮音

○対象となるサービスの加算取得状況

・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：介護職員等処遇改善加算 I

●2025年度賃金改善以外の改善実施計画

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保
- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標として付与日数のうち50%以上を取得することを定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等から積極的な声を掛けている
- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- 短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- 5S活動（業務の管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。
- 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ケアの好事例や、利用者やその家族から謝意等の情報を共有する機会の提供

尚、その他産前産後休業、育児休業、所定労働時間の短縮措置、給与規則等は就業規則として事業所内に整備しており、どの職員でも閲覧可能である。